

居住制限区域（大熊町）から避難した申立人1名（長男）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら4名が相続）につき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料1人当たり月額10万円に加え、亡父が身体障害者等級5級の障害を有し、要介護5の状態にあり、また、亡母が身体障害者等級3級の障害を有し、要介護1ないし2の状態にある状況下で、バリアフリーではない公営団地での避難を続け、申立人（長男）が兩名の介護をしたことを考慮して、上記期間の日常生活阻害慰謝料の増額分として亡父分月額6万円、亡母分月額4万5000円、申立人（長男）分月額6万円の賠償が認められるとともに、過酷避難状況による精神的損害1人当たり30万円、亡母の生命身体的損害（平成29年4月から令和3年4月までの通院等に係るもの）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1(1) 申立外A（以下「被相続人A」という。）が平成30年4月〇日に死亡し、申立外B（以下「被相続人B」という。）及び申立人らが、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、被相続人B及び申立人らが被相続人Aの全相続人であること
- 2(1) 被相続人Bが令和4年11月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権（被相続人Bが相続した被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を含む）を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが被相続人Bの全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金573万2143円の支払い義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月8日

(仲介委員 上妻 英一郎)

別紙

損害項目			期間	和解金額	
項目	中項目	小項目			
①生命身体的損害	1	被相続人B	指定診断書取得費用	令和3年11月10日	5,500
	2	被相続人B	通院慰謝料	平成29年4月19日～ 令和3年4月30日	171,000
	3	被相続人B	通院交通費	平成29年4月19日～ 令和3年4月30日	5,643
②精神的損害	1	被相続人A	日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の2)	平成29年6月1日～ 平成30年3月31日	1,000,000
	2	被相続人A	日常生活阻害慰謝料増額分(中間指針第五次追補第2の4 I ①要介護及び②障害)	平成29年6月1日～ 平成30年3月31日	600,000
	3	被相続人A	過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1)		300,000
	4	被相続人B	日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の2)	平成29年6月1日～ 平成30年3月31日	1,000,000
	5	被相続人B	日常生活阻害慰謝料増額分(中間指針第五次追補第2の4 I ①要介護及び②障害)	平成29年6月1日～ 平成30年3月31日	450,000
	6	被相続人B	過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1)		300,000
	7	申立人X1	日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の2)	平成29年6月1日～ 平成30年3月31日	1,000,000
	8	申立人X1	日常生活阻害慰謝料増額分(中間指針第五次追補第2の4 I ③被相続人A及び被相続人Bの介護)	平成29年6月1日～ 平成30年3月31日	600,000
	9	申立人X1	過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1)		300,000
和解金合計					5,732,143